



Hello! こもろ一き通信

アルバイトの労働条件を
確かめてみませんか

新生活が始まるこの時期、アルバイトとして学生・若者を雇用する機会が増える事業主の方も多いのではないのでしょうか。

「**アルバイトの労働条件を確かめよう!**」キャンペーンは、事業主と働く人の双方が安心できる職場づくりを目的に、アルバイトの労働条件を見直すきっかけとして実施しています。

日々の業務に追われる中で、つい曖昧になりがちな労働条件ですが、事前の確認と丁寧な説明が、トラブルの予防や職場への信頼につながります。

——書面で労働条件を明示していますか？

労働条件通知書や雇用契約書などの書面により、労働条件を明示することが大切です。

特に、始業・終業時刻や休日、賃金、シフトの決め方などは、あらかじめ分かりやすく伝えておきましょう。

シフト制の場合も、基本的な考え方やルールを示すことで、安心して働いてもらうことができます。

——シフト制でも、休憩・有給休暇は必要です

シフト制であっても、労働時間に応じた休憩時間の付与が必要です。

また、一定期間継続して勤務し、所定の要件を満たしたアルバイトには年次有給休暇を付与する必要があります

り、アルバイトだから対象外、ということはありません。

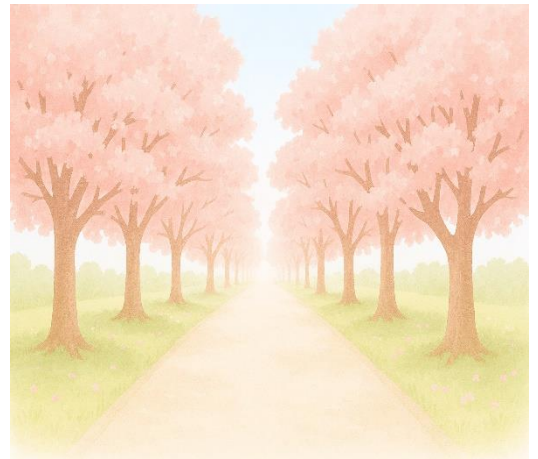
——学業や生活に配慮したシフトを

学生にとって、学業は最も大切なものです。本人の希望や生活状況に配慮し、無理のないシフトを組むことが望まれます。シフトの作成や変更についても、できる限り事前に相談し、話し合いながら進めることが、働きやすい職場づくりにつながります。

——賃金等の取り扱いで注意したいポイント

アルバイトを雇用する際は、次の点にも注意しましょう。正しい理解が、トラブルの未然防止につながります。

- ・長野県最低賃金額を順守した賃金の支払い
- ・準備・片付けや研修への賃金支払い
- ・商品購入の強制はしない
- ・遅刻や欠勤に対する罰金等をあらかじめ定めない



令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が始まります

近年、夏の暑さは年々厳しさを増しており、職場における熱中症の発生件数も高い水準で推移しています。

令和7年には職場での熱中症による死傷者数が1,681人(うち死亡15人)にのぼりました。

このような状況を受け、厚生労働省では、令和8年3月、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定するとともに、本年も「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します(長野労働局では、7月から8月の2か月を重点取組期間としています)。

キャンペーン期間



熱中症対策のポイント

- ① 暑さを「見える化」する
作業場所の暑さは、**WBGT 値(暑さ指数)**で把握します。WBGT 値に応じて、休憩の確保や作業の見直し、場合によっては作業中止など、適切な対策が重要です。
- ② 早期発見・早期対応の体制づくり
熱中症は、「少しおかしい」と感じた時の対応の遅れが重篤化につながります。体調不良をすぐに申し出られる**報告体制、緊急時の対応手順**の明確化と周知、単独作業を避け、互いに体調を確認する仕組み、などを整えておきましょう。
- ③ 健康状態に配慮する
高齢の方や、糖尿病・高血圧などの基礎疾患を有する方は、熱中症のリスクが高くなります。医師などの意見を踏まえ、**作業内容の調整やこまめな休憩**など、一人ひとりの健康状態に応じた配慮が求められます。

ドラグ・ショベルによる立木伐倒作業（用途外使用）の禁止

令和8年3月、当署管内において、ドラグ・ショベル（別名：バックホウ、油圧ショベルなど）を用いて立木の伐倒作業を行ったことによる**死亡労働災害**が発生しました。

ドラグ・ショベルは、労働安全衛生関係法令において、「整地、運搬、積込及び掘削」作業を目的とする車両系建設機械として位置付けられているものであり、これらの目的以外の作業に使用する、いわゆる用途外使用については、極めて限定的な例外を除き、原則として**禁止**されています。

立木の伐倒等の作業は、ドラグ・ショベルの構造・性能が当該作業に適合していないため、用途外使用となり、転倒、接触、激突等の重大災害を引き起こすおそれが高い作業です。



立木の伐倒を行う場合は、作業内容に適した機械等の選定により、車両系木材伐出機械（ハーベスタ等）の使用又は、チェーンソーを用いて伐倒を行うことが求められます。

また、車両系木材伐出機械やチェーンソーによる作業についても、それぞれ労働安全衛生法令、関係通達、各種ガイドライン等により、安全な作業方法が定められていることから、事業者はこれらを十分に理解し、関係法令等を遵守した上で作業を行う必要があります。

現場の判断や慣行により安易に用途外使用が行われた場合、作業の安全確保が困難となるだけでなく、災害発生時には事業者の責任が厳しく問われることとなります。

事業主のみなさまにおかれましては、

- ・ドラグ・ショベルの用途及び使用範囲を改めて確認すること
- ・本来の用途以外の作業については、適切な機械・工法へ切り替えること
- ・用途外使用が現場で行われていないか、日常的な点検と是正を行うことを徹底し、労働災害の防止に万全を期していただくようお願いします。

Pick UP!

「高齢者の労働災害防止のための指針」

令和8年4月1日から、「高齢者の労働災害防止のための指針」（旧：エイジフレンドリーガイドライン）が適用開始になり、事業者の努力義務となりました。

同指針においては、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項について定められていますので、労働者と連携・協力した取組をお願いします。

◆支給申請における賃金台帳の提出について
特定求職者雇用開発助成金の支給申請には賃金台帳の提出が必須となります。令和8年4月以降の申請分からは賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給となりますのでご注意ください。適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。

◆高齢者（60歳以上）に係る要件見直しについて
令和8年5月1日以降の紹介分より、本助成金の対象となる高齢者（雇入れ時の年齢60歳以上の者）については、これまでの要件に加え、紹介日において、**ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていることが新たに要件として追加されます。**
原則として、本助成金の対象労働者であることを明示した職業紹介を受けた場合のみ、支給申請を行うことが可能となりますので、ご注意ください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）に関する重要なお知らせ

今月号 関連リンク



アルバイトの労働条件
を確かめよう!



STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン



「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
重要なお知らせ」

～編集後記～

春です。新社会人になった方、新部署に異動した方もいると思います。「あの人は変な噂が…」～それは杞憂です+「とっつきにくい人？」そんなときは、その人の「良いところ」を見つけましょう。そう思うことが、心の健康維持→労働災害防止につながります。気温の変化が大きい時期。風と花粉にも要注意で。